

きららにじぐみキッズ
(児童発達支援・放課後等デイサービス)
自己評価結果について

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所においては、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)の改正により、事業所は自己評価結果等の公表が義務付けられています。

つきましては、保護者等による事業所評価と職員による事業所の支援の評価を踏まえ、事業所全体としての評価結果をまとめ、改善を図っていきます。

保護者等にご記入いただいた評価表の提出方法

提出用の封筒に入れ、
きららにじぐみキッズ 意見箱(きららにじぐみキッズ玄関)
きららにじぐみキッズ宛て、郵送

配布・回収期間

令和 3 年 1 月 29 日(月) ～ 令和 3 年 2 月 12 日(金)

対象者・回収状況

	きららにじぐみキッズ
児童発達支援 (保護者)	13 名 7 名提出(53.8%)
放課後等デイ (保護者)	50 名 21 名提出(42%)
児童発達支援 (職員)	5 名 5 名提出(100%)
放課後等デイ (職員)	5 名 5 名提出(100%)

※()内は、回収率

評価結果表

別紙資料のとおり(きららにじぐみキッズ)

- 保護者等向け・児童発達支援評価表
- 保護者等向け・放課後等デイサービス評価表
- 事業所職員向け・児童発達支援評価
- 事業所職員向け・放課後等デイ評価

評価から見える課題と対応

＜児童発達支援＞

◎保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるかについて

当事業所の環境としては、他園の子どもたちとの交流はないのが現状です。ですが利用いただいている子どもたちは近隣のこども園や保育園に在園しているお子さんたちです。そのため、事業所で過ごす時間は他園お子さんたちと過ごせる環境であります。一緒に活動をする経験を通して、在籍する園とは違う友だちに会える環境はとても良い経験と考えています。

また、法人内では認定こども園や保育園を運営しているので、交流の機会が持てるかどうか検討していきたいと思います。

＜放課後等デイサービス＞

◎放課後児童クラブや児童館との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるかについて

当事業所は、放課後児童クラブと併設しているので、長期休暇の際や季節の行事等の機会を通じ一緒に活動し、交流ができる環境ではあります。今年度は避難訓練の際に、児童クラブと合同で行いました。普段から、活動の様子についても、保護者の方々にお知らせしていきます。

＜児童発達支援＞＜放課後等デイサービス＞ 共通

今年度は、職員の体制が変更になり、大きな変化がありました。また、新型コロナウイルス感染防止の為、感染予防対策を徹底しながらの運営だったこともあり、保護者同士の交流の機会や面談等、保護者から求められていてもすぐに行うことができない現状にありました。日々の連絡帳やお便り等でお伝えはしていましたが、当事業所の中が、保護者には伝わりにくい現状にあったと感じています。

アンケートの回収率の低さや評価を踏まえ、今後の事業所運営に活かしていきます。

社会福祉法人吉田福祉会
児童発達支援・放課後等デイサービス
きららにじぐみキッズ 担当：落合美里